

平成 28 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第3日）

12月16日（金曜日）午前10時00分 開 議
午後 1時11分 閉 会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
7. 向 井 義 擴 君
8. 若 山 武 信 君
日程第 4 議案第157号 赤平市税条例等
の一部改正についての委員長報告
日程第 5 議案第158号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正についての委
員長報告
日程第 6 議案第160号 赤平市農業委員
定数条例の全部改正についての委
員長報告
日程第 7 議案第161号 公の施設の指定
管理者の指定について（赤平市保
養センター外3施設）の委員長報
告
日程第 8 議案第162号 平成28年度赤
平市一般会計補正予算の委員長報
告
日程第 9 調査第 3号 手話言語の環境
整備について
日程第10 意見書案第34号 地方議会議員の
厚生年金への加入を求める意見書
日程第11 意見書案第35号 「米政策改革」
に対する稲作農家の不安を払拭し
経営の安定と担い手経営の再生産
の確保を求める意見書
日程第12 意見書案第36号 地域防災力の向
上と災害に強い防災拠点の整備を

求める意見書

- 日程第13 意見書案第37号 安心な社会保障
と強い地域経済を構築するための
地方財政措置を求める意見書
日程第14 意見書案第38号 過労死防止の抜
本対策の強化と労働基準法改正案
の見直しを求める意見書
日程第15 意見書案第39号 国による子ども
医療費無料制度の創設を求める意
見書
日程第16 請願、陳情に関する閉会中審査の
議決について
日程第17 閉会中継続審査の議決について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
日程第 4 議案第157号 赤平市税条例等
の一部改正についての委員長報告
日程第 5 議案第158号 赤平市国民健康
保険条例の一部改正についての委
員長報告
日程第 6 議案第160号 赤平市農業委員
定数条例の全部改正についての委
員長報告
日程第 7 議案第161号 公の施設の指定
管理者の指定について（赤平市保
養センター外3施設）の委員長報
告
日程第 8 議案第162号 平成28年度赤

- 平市一般会計補正予算の委員長報告
- 日程第 9 調査第 3号 手話言語の環境整備について
- 日程第 10 意見書案第34号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書
- 日程第 11 意見書案第35号 「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書
- 日程第 12 意見書案第36号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書
- 日程第 13 意見書案第37号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書
- 日程第 14 意見書案第38号 過労死防止の抜本対策の強化と労働基準法改正案の見直しを求める意見書
- 日程第 15 意見書案第39号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書
- 日程第 16 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
- 日程第 17 閉会中継続審査の議決について

順序	議席番号	氏名	件名
7	6	向井 義擴	1. 予算の流用について 2. 地域担当職員制について
8	5	若山 武信	1. 市長の市政における考え方について 2. 子育て支援について 3. 教育行政について

○出席議員 10名

- 1番 木村 恵君
2番 五十嵐 美知君
3番 植村 真美君
4番 竹村 恵一君
5番 若山 武信君
6番 向井 義擴君
7番 伊藤 新一君
8番 獅畑 輝明君
9番 御家瀬 遵君
10番 北市 勲君

○欠席議員 0名

○説明員

- 市長 菊島 美孝君
教育委員会教育長 多田 豊君
監査委員 早坂 忠一君
選挙管理委員会委員 壽崎 光吉君
農業委員会会長 田村 元一君
-
- 副市長 伊藤 嘉悦君
総務課長 町田 秀一君
企画財政課長 伊藤 寿雄君
税務課長 下村 信磁君
市民生活課長 野呂 道洋君
社会福祉課長 井波 雅彦君
介護健康推進課長 斉藤 幸英君
商工労政観光課長 林 伸樹君
農政課長 菊島 美時君
建設課長 熊谷 敦君
上下水道課長 杉本 悌志君
会計管理者 中西 智彦君
あかびら市立病院事務長 永川 郁郎君
-
- 教育委員会 学校教育課長 尾堂 裕之君
" 社会教育課長 蒲原 英二君

監査事務局長 大橋 一 君

選挙管理委員会
事務局長 町田 秀一 君

農業委員会
事務局長 菊島 美時 君

○本会議事務従事者

議 会 事務局長 栗山 滋之 君

” 総務議事
担当主幹 野呂 律子 君

” 総務議事
係 長 安原 敬二 君

(午前10時00分 開 議)

○議長(北市勲君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番伊藤議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

委員長から送付を受けた事件は、6件であります。

議員から送付を受けた事件は、6件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は、2件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序7、1、予算の流用について、2、地域担当職員制について、議席番号6番、向井議員。

○6番(向井義擴君) [登壇] 通告に従いまして質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱の1、予算の流用についてお聞きしたいと思います。①、予算の流用のルールについてであります。この予算の流用について質問させていただきたいと思っておりますけれども、一般的に流用と言いますと、余りよくないイメージであります。定められているということですので、流用という言葉は打

っておりますが、予算の執行に当たって議会の承認を得ないで予算のつけかえ、変更ができることとされている部分があります。この個々についての金額や内容は、決算委員会でそれぞれ流用の細目についての審議がなされておりますのでいたしません。流用のあり方についての質問をさせていただきたいというふうに思っています。

今回27年度決算一般会計、特別会計でざっと見ていると、33カ所、33項目と申しますか、大きなもので84万円余りから小は300円まで合計338万2,032円が流用とされております。この予算の執行について、会計を見ると、款項目節と細かく分かれておりますが、執行においては款項は管理予算、目と節は執行予算という分けもあります。目と節の部分が流用が認められているというようでもありますけれども、この流用について赤平市ではどのようなルールで行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長(北市勲君) 企画財政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) 予算の流用のルールについてお答えさせていただきます。

予算流用につきましては、既に予算において用途が決定している経費を抑制し、明らかな執行残額をもとにそれを他の支出費目の緊急的な費用の増額に充当するもので、予算の増減補正を行わず予算執行上の処理を行うものとなっております。

そこで、流用のルールについてでございますが、予算の流用は地方自治法第220条第2項に規定されておりまして、各款の間と項の間において相互の流用はできませんが、各項の経費は予算の定めるところによりまして流用することができることとなっております。地方自治法に基づき赤平市予算の編成及び執行に関する規則で規定されており、目節の流用を行う場合は、私企画財政課長が予算流用の緊急性等を審査を行い、市長が決定することとなっております。

なお、政策的要素や多額の予算が伴うものにつきましては、議会で審議いただくことを基本としておりまして、先ほど申し上げました緊急性や軽微な額

につきまして、必要最小限に予算流用を行っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 款項の変更は議会の承認が必要であるが、節目は担当課や現場の状況で変更ができるとされているようですが、②の予算説明との相違についてお聞きしたいと思います。

私たち議会では、予算委員会で示された予算に対して、それぞれ同僚議員などからこの節の内容の細目についてまでの細かな審査がなされてきているわけでございます。このように流用していることについては、そのときの説明についての変更が加えられたというふうに考えるのが一般的だと思います。流用は、予算の執行が始まった時点から発生していると見ておりますけれども、流用と確定するのは決算のときに処理されるわけで、執行しているときは予算オーバーだとか、そういうことで決算時に不用予算からの流用ということで処理されるのではないかというふうに思います。

そこで、企画財政課長がしっかり項の項目の予算まで影響が出ると補正予算で対応しなければならないこととなりますので、そうならないように監視し、許可を与えているのであるというふうに理解します。私は、議会の承認を得なくてもよい予算の執行であっても、報告はすべきであるのではないかというふうに思っております。予算を消化するための曖昧さや執行しなければならない予算を押しえているのではないかとこの疑問が残らざるを得ないと考えられるわけですが、予算説明との乖離、相違についてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 予算説明との相違についてお答えさせていただきます。

本来予算は、議決が成立したときの目的に従って執行することが当然であります。例えば学校や保育所など常時利用されている公共施設などで設備等の故障により利用者に影響を与えてしまう場合な

ど、緊急性を要し、即対応しなければならない状況が発生した場合やまた光熱水費などの実績に基づく請求によって、支払い期限に間に合わない場合など、議会対応を待てない案件に関しまして、先ほど申し上げましたように法や規則に基づく市長権限により、予算流用を行っているものでございますので、安易に予算流用を行っているものではないということをご理解いただきたいと思います。

なお、予算流用による執行内容につきまして、確認や疑問な点がある場合は、これまでと同様決算委員会の中でご質問に対してお答えをさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 そこで、この流用のあり方ということの③に移るわけでありませうけれども、今ご説明いただいたとおり、緊急を要するということが、専決事項というふうになるわけで、ここで議会承認を得なくてもよい執行であるとしても、透明性を図るということからすれば、できるだけ臨時議会を開いて予算の修正を図るか、または各定例会ごとにこういう流用を行ったということの報告がなされるべきではないかというふうに思っております。また、この流用という言葉が市民感覚からすると、どうも不適切な表現に思えるのですけれども、この組みかえであるとか、変更という言葉に置きかえることはできないとかいうことについてお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 流用のあり方についてお答えさせていただきます。

予算の流用につきましては、決して先ほど申し上げましたが、安易に行っているものではなく、法や規則に準じて用途を私が審査を行い、市長の決定を受けております。先ほど来申し上げておりますとおり、緊急性といったことを前提に判断をさせていただいているため、この予算流用を大幅に縮減するためには、執行するか否か未定のものに関しましても、

当初で予算化しなければならぬこととなりますので、年度内の予算が増額となる可能性があるものにつきましては、当初予算の際に精査をさせていただきたいと思っております。

なお、流用といった名称の変更につきましては、これはあくまでも法と規則に準じた名称のため、変更することは困難であるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 私は、流用がよくないとか、減らすべきであるという見解ではないということをおっしゃりたいと思っておりますが、答弁にありますように、緊急を要する執行や予算執行している中には、要るものは要るということでありますから、しかしながら予算で計画しながら、流用のために執行できないことがあればよくないのではないかというふうに思いますが、流用を示すことが次年度の予算編成に生かされるということがあれば必要なことであると考えております。

以前質問もしましたけれども、地方公会計がいよいよ始まってきますけれども、ぜひとも会計に精通していない職員でも仕訳入力できて、日々決算書ができる会計システムの研究をしていただきたいというふうに思っています。この決算書ができなければ、赤平市の財政の状況がどうなっているのだとか、わからないというのではなく、市の財政の動きがその都度いつでも、誰でもが見られることがこの職員も財政を効率的に運営し、行政コストがどの程度のものであるとか、市民サービスの向上のための取り組みに役立つものであると思っております。決算の流用についての質問を通じて、私の考えを述べさせていただきました。

次に、大綱の2で地域担当職員制についてお伺いしたいと思っております。地域担当職員の配置について、お伺いしたいと思っております。市内を区切った中で、地域ごとの担当職員の仕組みを検討されてはいかかがかと提案したい。役割と必要性について述べたいと思っております。

昨日来同僚議員が視察研修を行ったことについての質問がなされてきましたけれども、私も今回鳥取県日南町への視察をしてまいりましたが、空き家対策については、特定空き家の解消と移住、定住に利用するための空き家対策を並行して行うことの中に、集落支援員を配置し、職員が7つの地域に1名ずつ配置されて、地域の空き家情報をもとに空き家バンクへの登録だとか、所有者への働きかけ、また移住、定住者の地域とのつながりをフォローしたり、サポートする役割など、相談員としての活動がなされておりました。

また、災害対策につきましても、町内会との連携についての質問もそれぞれなされましたし、また市は住民懇談会を開催して、地域や住民からの要望を聞き取っていますが、今回12月の広報に掲載されているように、住民懇談会でも災害時の給水ポイントの問題や避難場所などについて、地域に住んでいる住民と現場と行政の対応にずれが出た部分があると考えております。この地域を専属で対応し、部署を設置するというところまでいなくても、状況に応じて対応できるような取り組みができる仕組みがないか、検討されてはいかかがかと思っておりますが、どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 地域担当職員制度について申し上げます。

地域担当職員につきましては、地域みずからが主体的に活動を行うため、地域の課題に応じて話し合いや活動に参加いたしまして、情報提供や助言、行政との橋渡し役などを行うものとしまして、スクラムプランにうたっておりましたが、早期退職制度の実施から予想を超える職員の大量退職によりまして、職員の業務量も増大し、なかなか取り組むことが困難な状況になりまして、実施には至っておりませんものの、現在保健師は地域担当制としておりまして、地域住民の健康相談など地区活動を積極的に行っておりますほか、住民懇談会等での意見交換や要望の把握、さらには町内会連合会の設立等もあり

まして、地域コミュニティ活動の推進が図られてきたところでございます。

議員お話のとおり、地域担当制を導入している団体もふえてきておりますが、現状は町内会連合会等と十分に連携をとらせていただきまして、活発な地域コミュニティ活動の展開につなげてまいりたいと考えまして、地域担当職員制度の導入につきましては、協働のまちづくりの有効的な手段の一つでありますので、今後におきましても、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 必要性は認めておられるということではありますが、職員体制に問題があるようでありまして、職員の適正配置計画の見直しがなされないと、現状の中では職員に過重な負担がかかるのかなというふうな感じがいたしました。これはやはり行政運営の立場からすると、市民の現場にいかになじめるかが住民サービスや行政の効率化が図られるのではないかとこのように思っております。現に今まで、そのために福祉の分野ではそれぞれエリアサポーターがおります。国の制度でやむを得ず置いているわけではないはずで、そのほうがきめ細かく効率的であるわけで、ほかに病気の予防のためとか、健康寿命を延ばす活動などは、結果的に医療費の低下となって行政コストの削減になるのではないかとこのように思います。

協働のまちづくりというのも、行政と市民が一体化することによって、行政コストを削減していくという発想ではなかったかというふうに思っておりますが、この赤平市も7つぐらいのエリアに分けられると思いますが、人口が1万人台に過疎化が進んだ今、人口減少を食いとめ、1万人のまちづくりがどうあるべきか、それぞれ地域とコミュニケーションを密接に図っていくということが必要であるというふうに思っております。今後とも検討していきたいとの答弁でありますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。答弁どうもありがとうございました。

○議長（北市勲君） 質問順序8、1、市長の市政における考え方について、2、子育て支援について、3、教育行政について、議席番号5番、若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づき一般質問を行いますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、市長の市政における考え方についてであります。菊島市長は、来年4月に任期4年の折り返し地点に立ちます。市長職もそれなりに身につけてきたところでありまして。トップセールスマンとして人脈を生かし、全国規模で当市の紹介に日夜努力されていることにまずもって敬意を表するところでございます。しかし、一般市民や市職員から見ると、その考え方や言動に疑問を寄せられる点も多く、これまでの市政執行における考え方や問題点について私なりに検証してみたいと思います。

①、公務出張への考え方やあり方についてであります。まず、公務出張についてであります。市長は、いろいろなことに興味が深く、常に行動的なようで、自分が足を運んで何事も見きわめるという考え方は、大切なことでもあります。当市のPRに懸命に頑張っていることも評価できます。しかし、誤解を招くようなことまではいかがかと思われることであります。本年9月開催の平成27年度決算委員会における市長総括質問において、同僚議員から前年度に比較して出張費用や出張回数が多いので、今後職員研修に回すべきではとの指摘がございました。市長みずから言われるように、補正を組むのは前代未聞と担当職員から言われながら、自分で責任をとるからとのことで、出張を数多く挙行しました。市長の動向に関する提出資料に基づくものでありますので、私も改めて定例会の場において再度検証してみたいと思います。

市長の公務多忙なこの1年半の動向資料の中から、出張に関する項目を点検してみますと、当市と直接関係ないような案件、要件また行事、式典への

出席等私の感覚からすると不必要と思われる出張が随所に見受けられました。また、新聞掲載にある市長動静欄を見るときに、他市では行き先、行動内容が常に表記されているのに、当市には懸案事項要請と表記されているのみで、行動内容が明確でない出張日程が年間に結構見受けられます。行き先や目的不明の出張は、誤解のもとでありまして、このことは市民からの指摘のみならず、他市の方からの指摘ともなっております。目的があって出張するのでありますから、誤解を受けるような表記にする必要がないわけでありまして。市民や我々議員から誤解を招くような新聞掲載のあり方への見解と市長の出張に対しての基本的な考え方について伺いたいと思いません。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 私の出張についてのご質問でございますけれども、まず初めに私が市長に立候補した際に、市長みずからがトップセールスを行うことを公約として掲げさせていただきました。そのため昨年は就任のご挨拶もありましたけれども、赤平のためにという思いで、道や国、または関係機関に向かうため、補正予算を組ませていただきました。旅費につきましては、近隣の市に比べまして少ない金額となっておりますけれども、その中でも多くの仕事をするために、市長会の総会など会議への出席はもちろんでございますけれども、当市の課題解決のためになるべく一つの目的ではなく、さまざまな機会を活用しまして、関係省庁と関係機関等を訪問し、財政的支援等をお願いしてくるなど、積極的に行わせていただいているところでございます。

懸案事項の要請につきましては、これまで歴代市長と同様に表現をさせていただいておりますけれども、誤解を生んでいるということではございません。今後改めるところは改めてやっていきたいというふうに考えます。よろしくご理解いただきたく存じます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいま市長の

ほうから一生懸命やっている様子が言葉でうかがわれたわけでございますけれども、そういう意味では赤平市のPRと、これは本当に必要なことであります。仕事熱心なのは本当に理解するところでございますけれども、新聞に疑惑を持たれるような掲載がたび重なると、懸命な努力も周りから見ますと水の泡と、このようになるところでございます。市民から見ますと、税金を使うわけですから、その出張が本当に自分たちのためになるのか疑問を生じます。出張目的には政策を重要視した選択肢が必要であります。行事案内の全てに出席を考えているのであります。市長の政策への考え方が不安定な証拠とられかねませんし、出張先の選択能力について、疑問視されることにつながってまいります。市長の今までの行動や選択肢に対し、自分は間違っていないと主張されるのであれば、それまででございますけれども、今改めて考え方を伺っておきたいと思えます。ただいまの答弁である程度、一定程度理解したところでございますけれども、さらに今後に対しての問題点解決ということも含めまして、再度答弁をいただきたいと思うところでございます。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 出張の目的につきましては、常に赤平市のためにという思いで選ばせていただいているつもりであります。直接的なものはもちろんでございますが、間接的にも赤平市のためになるということであれば、私は積極的に活動してまいりたいと思っておりますが、一つ一つにつきましては、どのような結果であったかということについては申し述べませんが、関係省庁を回るばかりでなく、この間も首都圏においてふるさと納税のパンフレットを直接配布するなど、赤平市のためになるとの信念のもとに常に行動をしております。また、今後は企業版ふるさと納税にご協力いただくためにも、関係企業をお願いをしてみなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番(若山武信君) [登壇] 私もふるさと納税を調べてみたら、かなりな額に上っていると。これは、市長が回ってきている成果もあるなど、このようには理解しておりますけれども、しかし周りから見てどう思われるかという部分も大事なことでございますので、それが市長に対しての市民からの信頼、そして職員からの信頼と、こういうことにつながってくるのではないのでしょうか。

決算委員会での同じ項目の答弁におきまして、若干質問内容と当時かみ合わない答弁だったような気もいたしますけれども、出張旅費140万円のうち半分70万円は、自分の出張旅費、残りの半分は随行者の旅費というような発言がありましたけれども、私はこれが気になっているところでございます。多額な出張旅費の半分は、随行者の費用であります。しかし市長が必要のないような、これは今の答弁から見ますと失礼な部分はあるかもしれません。必要なことがないような出張にまで行かなければ随行者の費用も支出されずに済むわけでございます。市長が行動すれば金額は倍になります。回数が多ければ批判的になります。このたびの指摘のように、市民の目から見れば疑惑も出てまいります。随行者もそういうもとでの出張であれば、肩身が狭くなるのではないのでしょうか。市長は、ひとりよがりであります。いいか悪いか、自分だけの考えが正しいと信じ切って行動することが多いわけでございます。これからは、部下の話により耳を傾けていただきたいと、このように思うところでございます。

一生懸命やる。自分が思い込んだことを一生懸命やる、そのことはただいまの答弁で理解するところでございます。しかし、もう少し部下の話にも耳を傾けていただければと思います。当市のPRはこれからも大事なことであります。よい仕事は、行政間での相互信頼の上に立ってこそ成り立つことでありますから、こういうことについての意気込みと、それから自分は間違っていないという、その部分に対しては理解しますけれども、しかしそのことから生じる誤解、こういうことから市民との、また職制と、

人間関係、信頼関係が欠けてくる部分があるのでないのか、こういうふうに思いますので、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長(北市勲君) 市長。

○市長(菊島美孝君) 決算時の説明につきまして、私にかかわる旅費についての質問でございます。随行者と区分して内容を申し上げたものでありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、職員の随行者についてですが、随行者が道や国、関係省庁と一緒に回って直接接することで、道や国が何を考えているのか、あるいはどのように物事が進んでいるのかを知ることができ、職員の意識の高揚につながっているというふうに私は思っております。随行者からは、行ってよかつたと、刺激になりましたという感想をいただいておりますし、ある意味では実体験型の職員研修であるというふうに私は考えております。

先日も庁議において、各課長にお話をさせていただきましたけれども、これまで職員においては市長に随行者になることがほとんどなかったことから、若い職員が経験できるよう、随行者として連れていきたいとの考えを申し述べさせていただきました。ご理解を賜りたいと思います。

○議長(北市勲君) 若山議員。

○5番(若山武信君) [登壇] わかりました。ただいまの答弁にありましたように、やっぱり随行者に対しても、今のようなあり方、それから当時の質問の中にもありましたけれども、やっぱり職員に対しても、もっともっと研修させるべきでないのか、スキルアップということの話から、そういう話も出ておりましたので、部下を連れて研修させるという考え方もそれはいいですけれども、また別のときの議論等させていただきますけれども、職員に対しての研修も十分にお金と時間をとっていただければというふうに思います。

続きまして、②、市政執行における考え方についてであります。ア、市政執行に当たっての心がけに

ついて、市長は物事については、常にスピーディーに解決と言っておられます。まさにそのとおりです。私は、市長が行動的なことへの評価はしておりますが、内容によるかとも思います。単にスピーディーになると、日本語の迅速にということとは少し違います。正確に早くというのが迅速にの意味でございます。9月定例会にて教育財産処分における分筆についての案件がありました。理事者側としては全く検討不十分な熟慮に欠けた提案であったわけでございます。7月に市長から提起された財産処分という課題に対し、9月議会の審議に間に合わせる予定であるならば、各担当課が集まって対応策を練り、9月提案までの対応がきちんとされてこそ、スピーディーで確実な、いわゆる迅速かつ的確な提案内容となっていたのではと思っております。

このことは一つの例でありますけれども、ほかにもいろいろあります。行政の仕事に対して、常にスピーディーにとはいっても、体制がそれに伴わないのが現状ではないでしょうか。行政での取り組みは、常に法律が基本であり、熟慮に欠けると市民に多大な迷惑がかかることも心配しながら、また間違うと上席にしかられるという、だから慎重な作業が必要で、特に手続、手順に時間もかかると思われ。民間出身の市長には、もどかしさを感じられることではあると思いますが、行政における今後のスピーディーの仕事への対処のあり方に一考を要すると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 市政執行に当たっての心がけてございますが、私はお話のとおりスピーディーな対応に心がけているところでございますけれども、中には慎重が必要なものがあるかもしれません。そこをきちんと市民の方々にご理解を賜り、そのことがスピーディーな対応と考えているところでありまして、何でもスピーディーに進めればよいと言っているわけではございません。熟慮するときも必要であるというふうに考えております。住民懇談会においても、市の対応が早くなったとのご意見を

頂戴しているところでございまして、市民の皆様のために、市役所が少しでもよくなるよう職員にもお願いしているところでございます。今後も行政ニーズが多様化、そして複雑化している中ではございませぬけれども、市民サービスの向上のため、スピーディーな対応に心がけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 熟慮を持ったスピーディーということで、ただいまの答弁に理解するところでございますが、これからもそういう方向づけでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ワンマンということについてであります。市長は行政マンとして2年近くになりますが、一般的に見てまだ民間の社長の癖が抜け切れていない、私はこういうふうに思っております。いつもスピーディーでなければという観念から、行政間での議論を先取りしてついつい口に出してしまう傾向にあるわけでございます。市長就任の翌年の新年交礼会で、住友赤平炭砒立坑櫓を住石マテリアルズ社から無償譲渡の話があるので、ぜひ実現したい旨の挨拶がございました。私も初めて耳にする話で驚きましたけれども、関係者以外の職員の皆さん方のほうがより驚いたのではないのでしょうか。かつての赤平炭砒が閉山になり、解体費用のめどが立たず、22年間放置されていた立坑櫓ではありますけれども、住友石炭から引き継いだマテリアルズ社は、解体費用が捻出できたことから、解体を計画し、そのことを当市に通告してきたことで、無償譲渡の話が持ち上がり、交渉は極秘に進められたというふうに私は思っております。

新年の挨拶に向け、市長の大きな夢を先取りして発表したのかもしれませんが、私もこのときの市長の言動に不信感を持った者の一人でございます。市長の人のよさと口の軽さが災いした例ではないかと思っております。このことは、例え話の一つではありますが、現在もそれに似た話は内部からも時折聞かえてまいります。また、部下の発言を軽視するとい

う話も庁舎内でよく耳にいたします。さまざまな仕事で自分の納得のいくような形にならないのは、これは常でございますけれども、それぞれ担当者の言い分も十分に聞くことは大切でございます。命令と指示とは違うと思いますが、頭ごなしにならないように気をつけていただければと思います。職員にとっては、日常の態度からくる威圧感もあり、物が言いつらい、そのような話も伺っております。市長にそういうような要素があるというふうには私もちょっと理解はしているところでございますけれども、それと議論とはちょっと違うと思いますので、このところは省かせていただきます。

また、戸籍名と通称名の使い分けをしておりますけれども、各種書類の整理上や発送に関して、庁舎内が惑わされることもあり、職員にとっては迷惑な話でございます。市民も混乱し、地域懇談会におきましても、なぜなのかという質問が出ました。ましてや市長の個人的な問題の解決であり、このことこそスピーディーをお願いするところでございます。このことは、昨日の同僚議員の質問に氏名を1つにとの答弁でしたので、解決したことであります。

私は、この件については、市民のトップとして、また市庁舎のあるじとして、わがままの何物でない、このように思っていたところでございます。自分の性格は、自分でなかなか気がつかないことが多く、直すことも殊さら難しいわけではありますが、今庁舎の中では市長の背中を見ている人が大勢いるということでございます。職員間では、赤平市の市長ではなく、赤平市の社長とやゆされていることが現実であります。このことをどう捉まえるのか、考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島美孝君） 先ほども申し上げましたとおり、スピーディーな対応に心がけているというのは、私自身当然であるというふうに思っておりますが、そのために自分の考えを押し通して、そんなことばかりをしているわけではございません。その取り組み姿勢についてお話ししているつもりでござい

ます。

また、市民の皆さんと赤平の立坑櫓を日本の遺産にと熱い思いをいち早く共有したいとお話ししたものでございまして、他意はありません。ご理解いただきたく存じます。

また、戸籍名と通称名につきましても、昨日お答えしたとおりでございまして、統一すべく手続を進めてはいますが、事務遂行上問題はないか調べてもらっております。また、私は市長に立候補するに当たり熟慮し、相当悩みました。

済みません。お話しさせていただきます。

私は、市長に立候補するために熟慮し、相当悩みました。自分でいいのだろうか、自分にできるのだろうか、しかし自分の今までの人生で苦しいこともたくさんありました。会社が倒産の危機にあったこともございます。その苦しみから逃げないで正面から向かい合うことで、多くの人に助けられまして、危機を乗り越え、今があるわけであります。それらの多くの経験や4年間の市議会議員としての経験、そして今までの人生で培った多くの人たちとのつながりを生かし、この大好きな赤平のために身をささげる決心で市長に立候補させていただいたわけであります。私も人間ですから、至らない点多々あると思いますけれども、赤平を思う気持ちは誰にも負けないというふうに自負をしております。この赤平をよくするため、職員にも無理なお願いをすることもあるかもしれませんが、同じような意識のもと、職員と一緒にこの赤平のために働いてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

（「暫時休憩を求めます」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 暫時休憩の声があります。休憩いたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。市長。

○市長（菊島美孝君） 先ほどは私ごとで休憩をと

っていただきまして、まことに申しわけございませんでした。引き続き答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 私の発言により、このような形で中断されるとは正直言って思っておりませんでした。私は、本当にあくまで個人的なつもりで、感情論で質問しているわけでもありません。市長が憎くて、中で話してありますように、説明ありますように、市民のために、市のために一生懸命やっていることについては、理解しています。しかしながら、それがために裏目に出る部分もある。そのことを言っているわけでもございまして、そのことを直してほしいなど、そんな思いから、私も同じ熱い気持ちで言っていますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

市長にとっては、一生懸命任務を果たしているのに、そこまで言われて悔しいという、そういう思いはあるかもしれませんが、私は本当に何回も言いますが、だからとっての個人攻撃ではないということだけはご理解いただきたいと思えます。

続きまして、イの市民、職員への対応について、これは私は省きます。

今回の問題に考えるとところがあるのですが、私も、私はこれはもう一つ言わせてもらおうと、副市長の対応のまずさも私は絡んできているなど。やっぱり庁舎の中の状況を把握しながら、いわゆる市民が何を言っているかということも把握しながら、市長に対して苦言、提言をするのが女房役の仕事ではないのかなと、こここのところについても副市長も少し考えていただければと思います。こここのところは答弁いただきません。

○議長（北市勲君） 若山議員、このイの部分は省略ということですか。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 省略いたしますけれども、まとめて申し上げます。

私は、市民のために、また職員皆さんのためによ

りよい市長になってほしいとの思いで苦言を呈しているつもりでございます。市長と一企業の社長とは全く違うわけでもございます。職員は、金銭的利益を求めることなく、常に市民のために働いていることを肝に銘じ、部下の話や意見はきちんとしっかりと聞くべきと思えます。今は、物事が常に進化していかねばならない時代、市長も早く進化していただきたいと願うところでございます。

最後になりますが、オール赤平での市民協力を当市発展のために市民に呼びかけているところでございますけれども、それを旗印に上げるならば、まずは足元をきちんと固めていただきたいと願うところでございます。一連の質問において失礼は承知の上でございました。これらの発言内容を前向きに受け取っていただければ幸いです。市長の任期は来年の4月で折り返しとなります。任期中は赤平創生の政策についても、しっかりと確実に進めていただきますことを要請し、この項の質問を終わります。

続きまして、今後の行政組織への考え方について伺います。ア、部長制復活の是非について、9月議会における教育委員会の財産処分に係る分筆議案については、先ほども触れましたが、全く熟慮に欠けた提案内容ではありました。各担当課に情報の共有が欠如しており、それを共有させるのが副市長の任務であり、この提案に関しては課長を統括する立場の副市長の責任は大であると私は思っております。最近気になるのは、組織的に縦横の連携がとれていないということでもあります。それぞれに担当課は一生懸命努力しているのですが、関係するところとの連携がとれていないと、よりよい仕事としての評価は得られないことになるわけでもございます。これは、行政内部にひずみが生じているからではないでしょうか。このように感ずるのは、私だけでなく、多くの議員も気がついているはずでもございます。

かつての部長制がなくなった今、この取りまとめは副市長の任務、役目であります。民主クラブとしても提案時の担当課の不手際を内部検討したとき

に、一担当課の問題ではなく、行政全体での議会軽視とも判断され、会派内部では原案に反対の議論もいたしました。しかし、教育財産の処分ではありませんが、当市の将来の財政的効果を考慮したときに、問題点の改善を前提にして、原案賛成に回った経緯がございます。現在市長は、国や道など政治に絡む対外的政策を主とし、副市長は長年の行政経験を生かしての行政職の取りまとめが大きな任務であり、そのことを踏まえ、市長が全責任を負う統括者の任を担っているわけでございます。

現在の行政組織を改善するには、課長の上に上席者を設置することが必要になってくるのではないかと考えております。市長もかつて議員時代に、部長制の復活について議論されていた時期もあったわけですが、現在は部長制についてどのような評価をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 機構についてのご質問ということでございますので、私からお答えさせていただきます。

部長制復活の是非についてでございますが、現在の課制、課の体制自体は、空知産炭地域総合発展基金問題と地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立したことから、組織のスリム化を進めるために、条例の改正もございましたことから、議会でもご議論いただき、平成19年より部制を廃止し、課制に移行したもので、既に10年が経過しようとしております。この間部制に戻すことにつきましては、いろいろご意見もいただいておりますが、ご指摘の連携不足につきましては、調整を図る機能を総務課も持っておりますが、しっかりと対応していきたいというふうに思います。課長会議も単なる連絡にとどめず、意見交換ができるよう活性化させていくということで連絡不足を解消していきたいというふうに思います。

現在は、各課ごとの連携をしっかりと保ちながら、行政運営上支障や不便のないよう対応してまいりたいというふうに考えておりました、部制への回帰は

可能かどうか、その状況も見きわめながら、職員数の問題とか、財政的な問題もございまして、それらを見きわめながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 考え方はわかりました。

そこで、イとして統括または総括といいますか、この統括者の設置についてということで質問いたします。前段の質問で、部長制についての見解を伺ったわけでございますけれども、私は現状の体制のままでは、行政組織の改善が見込まれないと、こう考えております。部長制の復元がいいのか、副市長の下に統括者を置くべきか、議論する必要があるのではないかと考えております。私は、副市長の下にクッション的に課長の取りまとめ役を1人設置したほうが組織の縦横の連携が図られやすく、より充実した議会提案の作成ができるのではと考えております。統括者なのか、総括者なのかは別として、庁舎の中が行政としてうまく回るように、庁舎内部でも議論するべきではないでしょうか。考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 統括者の設置についてでございますけれども、過去北海道から派遣をお願いいたしまして、理事という職を置いたということがございます。しかしながら、先ほど申し上げましたところ、今のところ各課ごとの連携をしっかりと保ちながら、行政運営上支障のないよう、不便のないよう対応してまいりたいと思います。今のところ統括者の設置というよりは、部制の回帰について可能かどうかを検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 このことは、職制内部のことでございますので、私はやはり今のままではまずいのではないのか、こういうふうに考え

ておりますので、ぜひ前向きな検討をされたほうがいいのではないかと、このようなことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

大綱2、子育て支援についてであります。④、保育料の無料化と財源対策について、民主クラブでは赤平市創生の柱である人口減少対策を勉強するために、このたび子育て支援や住宅住みかえ政策の先進地島根県邑南町や鳥取県日南町を視察してまいりました。まず、私が一番感じたことは、両町とも行政組織の連携が徹底していたことで、私たちの目にはどの政策も充実しており、その取り組みへの意気込みと奥の深さに感心して帰ってきたところでございます。日本一の子育て村を目指す邑南町では、身近で安心な医療体制の充実、子ども医療費の無料化、保育料の負担軽減、第2子から全額無料ということであります。保育所の完全給食事業、病児保育事業、障がい児保育事業、子育て支援センター事業、子育て支援手当等の充実を図っております。

日南町では、定住の促進を柱として、婚活支援事業、結婚祝金制度、出産祝金制度、子育て世代就労支援事業所内保育事業、ファミリーサポートセンター事業など、そして結婚のお世話から子育て支援まで一貫した町の施策となっております。平成28年度より保育料を完全無償化とし、ゼロ歳児預かり保育、病後保育事業、巡回発達相談事業、特定不妊治療助成等も実施しております。それと並行して、移住相談窓口の強化を図り、新卒者地域就業支援事業、定住奨励金制度、住宅改修補助、賃貸住宅建設利子補給等も含め、徹底した人口確保対策に努めております。これらの事業の中には、当市でも既に実施しているものもございますが、早急に見習う事業もあると思われま。

今回の視察内容をもとに、それぞれの立場で各同僚議員からの質問が行われておりますが、私も保育料の完全無料化について伺いたいと思います。私は、平成28年第1回定例会にて、幼稚園、保育所の完全無料化について質問しておりますが、当時の答弁に幼保一元化、いわゆる国の政策による幼保連携型認

定こども園に移行したときに実施するとして、今年度は保育料の50%無料化にとどまっております。認定こども園の実施は、五、六年先とのことでございます。現在状況の変化により、この認定こども園実施計画は前倒しの検討もされているかと思えます。経過や進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育料の無料化と財源対策についてお答えさせていただきます。

赤平市の保育所の保育料につきましては、既にご存じのとおり子育て施策の一環として、国の基準の50%軽減となっており、また幼稚園の保育料につきましても、最高額は月額6,100円ですが、子ども・子育て支援法に基づく市の規則により、半数以上の世帯は50%以上の軽減となっている状況であります。保育料の無料化につきましては、2カ所ある保育所と1カ所ある幼稚園を認定こども園へ移行するときに検討する予定ではありますが、赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略の中に、保育料の軽減拡充という施策もあることも踏まえ、今後の財政状況を見きわめながら検討してまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしく伺いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 当時の答弁に、今後も保育料のさらなる軽減に向けて、財政収支計画とも整合性を図り検討するという旨の経過があるわけでございますけれども、子育て支援において、子供が減ってからでは意味がなくなります。認定こども園移行以前に、保育料完全無料化の考え方はないのでしょうか。財源として、あかびら創生基金やあかびらガンバレ応援基金等の活用もできると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育料無料化を実施する場合には、その財源も考慮しなければならないと考えております。考えられるものとして、ふるさと納税がございますが、これを納める方は、寄附の使われ方を選択することができ、その中の一つに

子供たちが元気で健やかに育つための事業という項目があることから、今年度もあかびらガンバレ応援基金から一般会計へ繰り入れ、子供に関する事業に活用しているところでございます。また、同じようにあかびら創生基金からも一般会計へ繰り入れを行い、総合戦略に基づく事業に活用しているところでございます。

認定こども園移行前の先行実施につきましては、各基金の活用も含め、今後の赤平市全体の財政運営状況、さらには市税や地方交付税の動向を見きわめながら、総合的に実施時期を判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕今の段階で、理解することは理解するのですけれども、しかし納得はなかなかいかないと思います。

そこで、財源問題についてでありますので、企画財政課長にお尋ねいたします。認定こども園への移行は数年先まで待たなければならない、現在保育料の無料化をするには、一般会計からの捻出はできない、しかし赤平創生に最も重要なのは、人口減少対策であります。赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略にある雇用確保と地域産業の振興を図り、若者が安心して産み育てられる地域づくり、高齢者が安心して生活できるプラチナ社会の形成が赤平創生の基本であります。子育て支援には、住宅政策、医療、教育、児童福祉の充実等の環境整備が必要でございますが、現在の社会環境で共稼ぎを余儀なくさせられる時代に、子供を預かってもらえる保育所が最も必要であり、若い世代への財政支援として、保育料の完全無料化がぜひ必要かと思っております。

財源確保が難しく、認定こども園に移行した時点で無料化の実施ということであれば、それまでの数年間は特別財源で応援するべきであります。ただいま社会福祉課長からあかびら創生基金、ふるさと納税あかびらガンバレ応援基金の繰り入れ利用の説明がなされましたが、総合戦略の実現に当たり、平成

29年度以降には未来ある子供たちへの先行投資として、これらの基金に加え、財政調整基金も含めた中から充当させるべきであると考えます。このことは、若い世代への子育て奨励金の意味合いともなるのではないのでしょうか。

少子化対策は、赤平創生の最重要課題であり、子育て支援はその一つでありますので、英断をもって取り組むべきと考えます。総合戦略に直接携わる企画財政課長の意見を伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 子育て支援対策に関する基金の活用についてということでお答えをさせていただきますが、平成28年度当初予算において、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略施策を実行するために、子育て支援施策に関しましては、あかびら創生基金として2,627万8,000円、あかびらガンバレ応援基金として2,816万9,000円、合計5,444万7,000円を充当させていただいております。あかびら創生基金に関しましては、本年3月議会において平成26年度決算に基づく剰余金のうち2億5,000万円を本基金へ積み立てた経過がございますが、両基金ともに基本的には寄附金を財源としており、寄附金をいただけるための努力は当然行ってまいります。継続できる安定的な財源とまでは言えませんが、

認定こども園と保育料無料化に対する基本的な考え方は、先ほど申し上げた社会福祉課長の答弁のとおりでございます。現在実施しております子育て施策がなかなか成果を得られない状況となった場合は、保育料無料化の前倒しについても財政見直しを踏まえた上で検討してまいります。

なお、財政調整基金につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標をクリアするために、他の自治体には例のないほどの行財政改革を実行してきた赤平市だからこそ、急な財政悪化状況が発生した場合に、新たな改革を行うにも時間を要してしまうということから、こうした課題を先送りすることなく解決するためにも、できるだけ残高の維持に努めているものでありまして、

今後の見通しといたしましても、決して財政的余裕があるということではないということをご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの説明、十分にその説明に対しては理解いたします。本当に慎重に貯金を大事にしているなど、こういう思いが伝わってまいりますけれども、しかしこれは最重要課題の取り組みでありますので、財政的な問題についての基本的な考え方は課長の言われるとおりですけれども、やっぱりこういうものに対して、使っていかなければという部分もあってほしいと思ひます。これは、子育て支援をするということは、企業対策の一つにもなりますので、企業への支援にもなるのではないかとと思ひます。直接企業にお金を出すことはできませんけれども、こういうフォローをすることで、そこで働く男子従業員、女子従業員であっても、安心して仕事もできるということになってまいりますので、ここにやはり財源を使うべきかなと、これは私もちょっとしつこいですが、3月定例会の中でまた再度この部分は質問させていただきたいと思ひております。

当市の将来にとって、何が一番大切なことかということ、今言ったように十分理解の上、保育料の早期なる完全無料化について、再検討していただきますとともに、昨日同僚議員から要請のあった2人目からの無料化というものを実施、実現に向けての段階的な解決、これも要請してこの項目の質問を終わりたいと思ひます。

大綱3、教育行政についてであります。①、小中学校の学力向上対策についてであります。11月付で赤平市の子供たちの学力の状況として、平成28年度標準学力検査結果報告が出されました。初めての試みとのことですが、小学校は2学年から6学年までの国語と算数でしたが、全国平均から見ると、平均値は低く、5学年の算数の平均値が特に低かったようであります。中学校においては、5教科とも全学年の平均値、これは1学年の英語は除きますけ

れども、これが低いので、特別な強化策が必要だと感じたところでございませす。

また、子供たちの学力、生活習慣の向上に向けて、全国学力・学習状況調査の結果報告も出されましたが、小学校も中学校も、全国の平均正答率を大きく下回っていることが多く見受けられ、逆に1日当たり2時間以上のテレビゲームや携帯電話やスマートフォンでインターネットをしている小中学生の数字が全国平均と比較して2倍以上になっているのにはびっくりいたしました。また、いじめに対しての意識も低く、人が困っているときに進んで助けるという意識については、全国平均の半分にも届かないことには、愕然といたしまして、教育の貧困の縮図を見ているような感じがいたしました。

理由や原因も分析されているようでございませすけれども、現段階で教育委員会としては、正直言っとなすすべもないのかなと、そんなふうにもとっておりますが、策として子供たちの健やかな成長と将来の夢や希望の実現のためにということで、地域を挙げて子供への支援をお願いしますと、このような地域力に助けを求めてのキャンペーンを行っているようでございませす。現実問題として、具体的対策や対応にはどのように取り組まれていくのか、伺いたいと思ひます。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 小中学校の学力向上対策についてお答えさせていただきます。

本市における全国学力・学習状況調査の結果につきましては、平成28年12月広報チラシ赤平の子供たちの学力、生活習慣の向上に向けてのとおり、全ての教科において全国平均を下回っており、議員ご指摘のとおり憂慮される状況が続いております。この結果は、ホームページでもさらに詳しく公表しておりますが、今年度から新たに小学校2年生から中学校3年生まで実施の標準学力検査、いわゆるNRTについても、全国平均との比較をグラフや文言により公表しております。

この標準学力検査は、毎年実施されるもので、歴

年における学力の比較ができる利点があり、各種学力向上対策の効果がより具体的に反映されるので、その検証に大いに役立つと考えております。学校及び教育委員会は、長期休業中及び放課後の補充学習や北海道の地域指定の支援を受けながら、教職員の研修を行うなど学力向上対策を行っているところですが、今年度先ほど申しました標準学力検査、NRTの結果から、赤平市全体として数学、小学校では算数なのですが、基礎、基本の定着が大きな課題と分析されましたので、今後これを解決するべく学力向上プランを作成していきたいと考えております。

また、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査結果の分析による家庭、地域へのお願いについてであります。赤平市の子供たちの学力向上対策について、保護者や地域住民も共通の課題としてより一層認識していただくためにお知らせ、お願いしているところでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕このような結果ということなのですから、今一生懸命やっている対策を練り始めて実行に移しているということで、ちょっと安心いたしました。

12月1日に私豊里小学校の地域参観日に行っていました。低学年の各学年を見てまいりましたが、児童数に近いだけの保護者が授業参観に来ておりました。悪い結果報告を見た直近だっただけに、私も保護者がこれだけ来ているということは、何となくほっとしていたところでございます。1クラスだけ事務職員による支援員がついておりました。黒板授業とあわせて、ICT機器も上手に活用しておりましたが、学力向上のためには学校支援員等の人的環境の改善とともに、ICT機器類の充足等教育条件の整備をもっとするべきと感じたところでございます。何といたっても支援員が必要なと、こんなふうに思っております。

各学力向上対策には、時間がかかると同時に、それなりの予算も必要となることでしょう。私たち議

員も支援してまいりますので、教育委員会としても総力を挙げての取り組みとしていただきたいと思いますところでございます。学力低下問題は、赤平市の将来に大きくかかわってくることでもありますので、後ほど時間をかけてじっくり議論をしたいと思っておりますので、各種資料の提供もお願いしたいところでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 議員のご質問のとおり、学力向上対策は時間をかけて取り組むべき課題と教育委員会としても考えております。また、その施策は新たな予算や支援員等人材確保等さまざまな課題も予想されますが、赤平市の子供たちのために努力してまいりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕後でじっくりと私も相談したいことがありますので、よろしく願いいたします。

なお、②の職員会議の見直しの必要性についての項目につきましては、私の都合により取り下げをいたしますので、議長の手のもとでの取り計らいよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を全て終わります。ご答弁どうもありがとうございました。

○議長（北市勲君） 以上をもって、一般質問を終了いたします。

○議長（北市勲君） 日程第4 議案第157号赤平市税条例等の一部改正について、日程第5 議案第158号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、日程第6 議案第160号赤平市農業委員定数条例の全部改正について、日程第7 議案第161号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）、日程第8 議案第162号平成28年度赤平市一般会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、竹村委員長。

○行政常任委員長（竹村恵一君）〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

平成28年12月13日に行政常任委員会に付託されました議案第157号赤平市税条例等の一部改正について、議案第158号赤平市国民健康保険条例の一部改正について、議案第160号赤平市農業委員定数条例の全部改正について、議案第161号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）、議案第162号平成28年度赤平市一般会計補正予算、以上5案件について多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成28年12月14日、15日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、議案第157号、第158号、第160号、第161号については、全会一致をもって原案可決と決定した次第であり、議案第162号については賛成多数をもって原案可決と決定した次第であります。

また、議案第161号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）については、委員会の意見を申し上げます。指定管理者制度運用ガイドラインでは、所管する課においては、できるだけ余裕を持ったスケジュールで手続を進めるよう求めており、かつ公募を行うことを原則とされていますが、当該指定管理者の指定に当たっては、公募の例外を前提とし、事実上公募を排除した手続が進められていると誤解を招くおそれがあることから、今後非公募とする場合は、指定期間終了年の前年4月に公表し、公募を行う余裕のあるスケジュールを担保するなど、公募を行うことが可能とされる適切な時期に公表していただくよう改善を強く望みます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

（若山議員「議長」と言う）

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君） ただいま議題となっております議案第162号平成28年度赤平市一般会計補正予算について、修正動議を提出いたします。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時51分 休憩）

（午前11時53分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案第162号に対して、若山議員から修正の動議が提出され、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、動議は成立しております。

よって、これを原案とあわせて議題といたします。

提出者には提案理由の説明を求めます。若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 議案第162号平成28年度赤平市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第115条の3及び赤平市議会会議規則第17条の規定による修正動議が成立しましたので、これより提案の趣旨を説明いたします。

初めに、修正内容について説明をいたします。第1条第1項中、歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ4億750万7,000円追加するところを1,080万円を減額し3億9,670万7,000円として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億491万5,000円とします。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、款18繰越金、項1繰越金の補正額を4,718万8,000円に記載のとおり減額します。

2、歳出、款10教育費を1,862万円に、項5社会教育費を491万7,000円にそれぞれ減額します。

事項別明細書については、歳入、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金をそれぞれ4,718万8,000円に、歳出、款10教育費の補正額を1,862万円に、計を5億2,028万9,000円に、一般財源を1,862万円に減額、34ページの項5を補正額、一般財源ともに491万7,000円に、計を5,471万9,000円に減額、目1社会教育総務費の補正額と一般財源を432万円に、計を781万5,000円に減額、35ページの節13委託料は、説明欄の

炭鉱遺産公園ガイダンス施設実施設計委託料1,080万円を削除し、地域の歴史・文化・産業遺産の保存伝承1,512万円を432万円といたします。

次に、減額修正案の提案理由を説明いたします。今回減額修正した社会教育総務費の委託料の中に、炭鉱遺産公園ガイダンス施設実施設計委託料1,080万円がありますが、実施設計委託料を認めることは、炭鉱立坑櫓を含む大規模な炭鉱遺産公園の全体図を認めることにつながってまいります。立坑補修や周辺整備には、概算5億から10億円かかるこのことであり、この炭鉱遺産公園ガイダンス施設の建築予算は2億7,728万円であります。施設完成後のランニングコストも大きく発生いたします。莫大な費用を要する事業であるだけに、炭鉱遺産構想の全体図、総予算額がわからないままの提案には、理解や納得がいかず、修正動議といたしました。

このたびの地方創生拠点整備交付金に魅力があるとは思いますが、今は思いとどまり、先送りすることが大切ではないでしょうか。当市にとって、総額10億円近いスケールの大きな事業となりますので、炭鉱遺産公園の構想規模、総予算額を十分に検討し、最終的な市民の実負担額を明示し、立坑解体費用や30年先までの維持管理費、年間のランニングコスト等の見通しがついてから取り組むべきではないかと思えます。全ての事業費用を背負うのは、10年、20年先の赤平市民ではないでしょうか。炭鉱遺産公園整備事業は、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の重点施策の一つであります。今当市の最重要課題は人口減少対策であります。産業遺産、文化遺産も大切ですが、まずは赤平市民の要望する優先順位に耳を傾けていただきたいと思えます。

私たち民主クラブは、炭鉱遺産公園の構想、規模、総予算額が定まらない提案に対し、その始まりとなる補正予算案を修正するものであります。

以上、私は議案第162号平成28年度赤平市一般会計補正予算（第7号）への修正動議の理由を述べさせていただきましたが、議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、修正案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、原案、修正案について一括討論に入ります。討論ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 議案第162号平成28年度赤平市一般会計補正予算案に対し、減額修正案が提出されましたが、原案賛成の立場から修正案に対して反対の討論をさせていただきます。

ただいま提出されました減額修正案におきましては、教育費の中の委託料、炭鉱遺産公園ガイダンス施設実施設計委託料1,080万円が削除されておりますが、このことに対しまして反対を申し上げます。

理由の1つ目に、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略において、この事業を推進していくことは、市民代表者の協議による決定項目でありまして、地域遺産の継承や交流人口を拡大するまたとない絶好の機会であると確信しているつもりでございます。

2つ目に、再来年は北海道と命名されてから150年を迎えますが、北海道に日本遺産を位置づけていきたいとの発言が関係機関を初め、北海道知事からもされているところでございます。当然赤平の炭鉱遺産群も貴重な産業遺産として注目されており、近い将来には赤平市の顔となる自慢の地域遺産になるとも感じております。

3つ目は、市民活動において、2003年に当市で開催されました国際鉱山ヒストリー会議から市民活動も活発となり、坑内で実際に使われていた機材の展示や立坑見学ガイドなどを行う団体も熱心に活動を展開し、年間1,000人から2,000人の集客があった年もあると伺っております。年間約40回ものガイドを繰り返し、ボランティアの力でそれだけの人を他市から呼び寄せる活動をここまで続けてきたのも、ふるさとの誇りである歴史を守り続けるといった世代の心のつながりを大切にしまちづくりのあり方

を広げること、その心のつながりから赤平市に交流人口をふやし、さらに活気を取り戻したいからと伺ってございます。

今ではガイドをするに当たって、待ち合い場所もない、休める場所もない、トイレもない、赤平のことをしっかりと説明する場所もないといった拠点的なものがないため、赤平の魅力を伝え切れずにいること、市内にさらに交流人口をふやし、経済効果を促すことができるにもかかわらず、そういった環境が整っていないこと、本当に課題であることが今の状態で上げられていると伺ってございます。赤平の炭鉱遺産整備事業に関しましては、そのほかにもさまざま波及効果があると思っている一人でございます。

今定例会に提出されました議案第162号平成28年度赤平市一般会計補正予算案は、赤平にとって大変重要な事業を推進するための第一歩として、行政の熱い熱意が十分反映された予算案であると判断いたしました。

また、市民の皆さんが心配をされています市民負担につきましては、今年度限りの国の交付税を得るため、行政は最大の努力をされていますし、そのことは十分評価に値するものでございます。

以上、私は炭鉱遺産公園ガイダンス施設実施設計委託料1,080万円は、地域の活性化を図れる大切な予算であると認識していますので、議案第162号平成28年度赤平市一般会計補正予算原案に賛成する立場から減額修正案には反対をいたします。

最後に、議員各位にご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、修正案に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 ただいま出されました修正案を可とする立場で討論をいたします。

本会議での提案説明、委員会での質疑において示されたことは、内閣府の地方創生拠点整備交付金を活用し、立坑櫓やその周辺施設など見学や学習の拠点並びに関係団体の活動拠点となる場所が必要だと

の結論に至り、資料展示室、物産物販スペース、トイレなどを備えた床面積500平方メートルの施設をつくるというものです。総工費は2億7,000万くらいになるということです。

まず初めに、この交付金の条件ですが、市町村に対しては事業費ベースで6,000万から1億2,000万までの半額を交付するもので、高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる事業については、目安を超えて必要な額を交付するとしています。そのほかに雇用を生む施設、収益を生む施設、2018年3月までに工事完了する施設という条件があるというものです。確かに赤平市の負担は軽くなり、財政的には活用したい交付金ですが、その条件によって急遽提案されたことから、何点か納得のいかない部分があります。

まず1つは、工事完了期を再来年3月とされているところで、500平方メートルほどの建物になるということです。もともと資料館は建てたいということでしたが、現在旧住友小学校にある資料は、560平方メートルに展示されています。しかし、このガイダンスの展示スペースは200平方メートルと今より狭くなります。それ以上大きいものは、建設が間に合わないの、間に合う大きさのものを建てるということです。必要性が感じられません。

2つ目に、収益を生むための特産品を販売するというのですが、赤平市は既に地方創生交付金の先行型を活用し、情報発信基地AKABIRAベースが2年前から試験的に運営をされています。幾ら交付金活用であっても、市内に2カ所の特産品販売の機能を有する建物の建設は合理性を欠いていると言えます。売り場面積も105平方メートルとありますが、多目的スペースと出発ロビーを兼ねているということで、どのくらいの品物が置けるかわかりません。現在AKABIRAベースにおいても、品数が少ないと住民懇談会や一般質問でも指摘されていることから、本当に必要だとは思いません。

3つ目に、雇用を生む施設ということですが、案内係、物販など二、三名でそれほど多くないという

ことでした。冬場も通年で運営する方針とのことでしたので、それほど多くないかもしれませんが、人件費もそれなりにかかってくると思います。

以上、3つの点で納得のいく説明が得られなかったことを理由の一つとします。

次に、今回の地方創生拠点整備交付金について、市町村の上限は原則先ほど言いましたように6,000万です。総工費2億7,000万の半分1億3,500万円が交付されれば、過疎債を使うより財源的なメリットが大きいものですが、そのためには先駆性が認められるなど、ハードルがあります。そして、その交付金が内示されるのは来年1月中旬となっており、確定を待っているのは工期に間に合わないことから、実施設計の補正予算を組みたいと提案されております。今実施設計を認めたならば、建物を建てることを認めることにもなります。それにもかかわらず交付金が6,000万しか出なかった場合は、建てることを見送るという説明がありました。6,000万しか交付金が出なかった場合、実施設計の委託料はどうなるのでしょうか。委託しないという説明でありました。

私たち市議会で予算審査しているのは、実施設計委託料です。その後に建てるガイドンスという建物です。仮に今この予算を通して、交付金の額により委託しないとされている時点で、これを認めてほしいというのは、議会軽視ととられても仕方がないのではないのでしょうか。私たちは、市民の代表です。その市民の代表に諮られたものを交付金の額で後から変更するというものを認めるわけにはいきません。このことを理由の2つ目にします。

次に、炭鉱遺産公園はしごと・ひと・まち創生総合戦略に位置づけられた施策であり、5年以内に成果を上げていきたいという説明がありました。ハードへの交付金は、今回限りと言われているから利用したい、市民の負担を最小限にしていきたい、こういった説明がされました。このところは理解をするところですが、そうであるならば、こういった交付金が出つ出されてもいいように協議を進めておくべきです。総合戦略は、今年度から始まり、9カ月が

たっております。協議も毎月のようにされていたようですが、このガイドンス建設に関しては、交付金があるとわかってから11月に3回会議を開いて決められたと聞きました。通常月1回の会議を3回開かれたことは、忙しい中で苦勞をされたと思います。

そういった経緯を考えますと、簡単に反対とは言えないところですが、私も実際に本当に寝ずに考えました。やはり炭鉱遺産公園の将来像、概算費用などを先に示さなければいけないと思います。だからこそ、今回の立坑の調査費用、これには反対をせず修正案を上げていると思います。そして、このガイドンスが本当に必要な建った後の維持管理費、また人件費などの費用、そういったものを提案時期に説明をできるようにしていかなければいけなかったと思います。しかし、今回説明を求めましたが、そういったランニングコストの説明はありませんでした。こういったことを後回しにして、建てることを決めてから市民に説明をされると言われても、市民の心配や不安、将来負担などを考えますと、認めるわけにはいきません。このまま進めていったところで、菊島市長は市民の理解が得られるとお考えでしょうか。

本日出張の質問も出ておりましたが、東京出張も1回や2回ではないと思います。答弁では、各省庁へ足を運ぶことも職員のためということが述べられておりましたが、総務省、財務省など伺っているときに市長みずからこういった交付金の情報をいち早く察知し、担当課にこういう交付金が出るかもしれないから準備を急ぐようにと指示をすべきではないのでしょうか。トップセールスということで、企業を回することも大事でしょうが、やはりあらゆるつながりを持ってチャンスを逃さず、施策をみずから引っ張っていかれるべきだと思います。何でもスピーディーではなく、熟慮すべきときはするとおっしゃっておりましたので、今まさにそのときではないかと思います。何より一番重要なことは、市民への説明と市民の理解だだと思います。このことを理由の3つ目とします。

炭鉱の歴史保存、継承、これは総合戦略に載っていることで、5年以内に成果を出していきたい、このことに異を唱えているではありません。資料館の建設に異を唱えるものでもありません。案内所を設置するかどうか、議論すべきことだと思います。しかし、炭鉱遺産公園というものが将来的にどうなっているのか、全体でどのぐらいの費用がかかるのか、維持管理費用として毎年どの程度必要なのか、そういったものを先に示すべきだと思います。国の交付金が出るたびに急いで間に合わせようと箱物をつくっていくのではなく、全体像を固めてから一つ一つ精査し、議論し、つくり上げていくものと考えます。

市民の代表者の決定を否定したいわけではありません。理解したいと考えました。観光に関しては、AKABIRAベース、火まつり、花火大会など炭鉱遺産以外にもたくさんあります。何よりこういった観光施設施策は、かかわっている人たちだけではありません。支えているのは、市民がいます。その市民の支えを忘れてはいけません。総合戦略の施策や遺産を守っていても、市民の支えを忘れ、説明を後回しにし、市民が離れていってしまえば、支える市民がいなくなってしまう。今回の提案は、余りに議論の前提がない、こう言わざるを得ません。

最後に、市議会は市民の代表でありながら、市民への説明を軽んじたと市民の市議会に対する信頼を失わないためにも、今回は急がず立ちどまるべきではないでしょうか、こう重ねて申し上げます。炭鉱遺産公園という施策を推進することに異を唱えているのではなく、今回の補正予算の採決は会派や政党、また推進派、慎重派、そういったことではなく、市民に対する市議会議員としての責任、市議会議員としてあるべき姿を示す採決だと思います。いま一度このことをしっかりと考えた上で、修正案の採決に臨んでいただきたい、こう申し上げます。修正案に対する賛成討論を終わります。

○議長（北市勲君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第162号について採決をいたします。

あらかじめ申し上げます。採決は、若山議員から提出された修正案、次に原案の順に起立により採決いたします。

最初に、議案第162号に対する若山議員から提出された修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北市勲君） 起立少数であります。

よって、若山議員から提出された修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北市勲君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。暫時休憩いたします。

（午後 0時21分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第157号、第158号、第160号、第161号について、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第157号、第158号、第160号、第161号について、一括採決をいたします。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（北市勲君） 日程第9 調査第3号手話言語の環境整備についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、竹村委員長。

○行政常任委員長（竹村恵一君） [登壇] 調査報告を申し上げます。

調査第3号手話言語の環境整備について、1、調査の経過、平成27年12月9日、平成28年1月12日、29日、6月2日、15日、7月7日、11月25日、12月8日、委員会を招集し、審査しました。平成27年11月11日石狩市、平成28年5月18日新得町、19日名寄市を調査視察しました。また、平成27年11月19日赤平手話の会との意見交換会を実施しました。

2、調査の概要、本委員会は当市の手話言語の状況や環境整備について、赤平手話の会との意見交換会や先進地である石狩市、名寄市及び新得町の調査視察を行い、手話言語の環境整備や条例制定に至った経緯などを調査しました。

3、委員会の意見、手話は日本語を音声ではなく、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現をする言語で、聾者にとって日常生活や社会生活の中で大切な情報を得たり、コミュニケーションの手段であります。しかし、手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で手話を使うことが制限されてきた経緯があります。現在は、障害者基本法で言語として位置づけられているが、手話を使用する聾者にとっては、使いやすい環境には至っておりません。調査視察した先進地2市1町では、手話養成レベルアップ講座、出前講座、手話の学習、パンフレットの作成など市民への理解、普及のためさまざまな取り組みを行っています。昨年聾者を交えた手話の会との意見交換会では、日常生活での不便さ、手話通訳者の不足による将来の不安などが挙げられるなど、環境整備の改善が必要であるとの見解に達しました。

現在第4期障がい者計画に基づき障がい者への理解を深める取り組みとして、障がい者福祉にかかわる各種講演や福祉講座の開催に努めることと明記されておりますが、手話言語に対する理解を広めるため、より細やかな施策の推進を行い、みんなで社会参加できる環境づくりを目指すことを望みます。

以上、委員会の意見といたします。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、委員長報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告どおり承認されました。

○議長（北市勲君） 日程第10 意見書案第34号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書、日程第11 意見書案第35号「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書、日程第12 意見書案第36号地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書、日程第13 意見書案第37号安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書、日程第14 意見書案第38号過労死防止の抜本対策の強化と労働基準法改正案の見直しを求める意見書、日程第15 意見書案第39号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑議員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 説明省略との声がありましたので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号について、一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(北市勲君) 日程第16 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第17 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から委員会において審査中の事件につき、会議規則第108条の規定により閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年赤平市議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 1時11分 閉会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)